

# 荻生徂徠著『楽律考』 訳注稿 (三)

山寺(小野)美紀子

## 凡例 (補遺)

「荻生徂徠著『楽律考』 訳注稿 (一)」（『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三〇巻、二〇一三年）に載せた凡例と重複する事項は除く。

〈現代語訳・訳注〉

一、本書『楽律考』の内容に対する理解を深めるため、訳注作成にあたっては、徂徠の他の著述や、荻生北溪による本書に関連する著述、及び本書の注釈本等から、関連する箇所を挙げ、照合した。今回、本稿（訳注稿 (三)）で使用した文献資料は、左に示すとおりである。

1. 荻生北溪著「楽律考解」（『楽律考』無窮会本 所収）
2. 「荻生考（第五七冊）」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」（国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』所収、『国立公文書館内閣文庫蔵名家叢書下』（関西大学東西学術研究所資料集刊十二三、一九八二年、関西大学東西学術研究所）に影印収載）
3. 『楽律考』の山県大式注（甲陽図書刊行会校訂『山県大式遺著』一九一四年、甲陽図書刊行会 所収）
4. 『楽律考』の蒔田雁門注（『大楽堯揮摘註』雁門摘註本 所収）

5. 荻生徂徠著『樂制篇』(『大業發揮摘註』雁門摘註本 所収 卷下「樂制篇」)
  6. 荻生徂徠著『琴学大意抄』(荻生家所蔵、荻生徂徠自筆稿本)
  7. 荻生徂徠著『藝園隨筆』(西田太一郎編輯『荻生徂徠全集一七 隨筆二』一九七六年、みすず書房 所収)
- 一、訳注において、右の7は、読下しをそのまま引用し、該当頁を( )内に示す。1~6の引用にあたっては、句読点・並列点を補い、あるいはもとから施されている読点を、適宜、句点・並列点に改め、漢字の異体字は、原則として正字に改め、仮名の変体・略体・合字等は、通行の字体に改め、翻刻した。ただし、表記としては、「黄鐘」は「黃鐘」に改めず底本のままとした。
- 一、拙著「荻生徂徠著『樂律考』訳注稿(二)」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三二卷、二〇一四年)は、「訳注稿(二)」と略記する。

一、本稿末に、「訳注稿(二)」の訂正事項を挙げる。

## 【七】

及其平陳之後、始獲宋・齊舊樂<sup>(1)</sup>。高祖善之、謂爲華夏正聲。別置清商署以管之、號曰清商三調<sup>(2)</sup>。所以謂之清商者、其樂、南呂爲黃鐘<sup>(3)</sup>、則宋・齊黃鐘爲夾鐘、五音之序、太簇爲商、則夾鐘高一律、故謂之清商<sup>(4)</sup>。此以其樂視宋・齊舊樂云爾。

### 〈訓読〉

其の陳を平らぐるの後に及びて、始めて宋・齊の旧樂を獲たり。高祖之を善しとして、謂ひて華夏の正声と爲す。別に清商署を置きて以て之を管し、号して清商三調と曰ふ。之を清商と謂ふ所以の者は、其の樂、南呂を黄鐘と爲すときは、則ち宋・齊の黄鐘は夾鐘と爲り、五音の序で、太簇を商と爲すときは、則ち夾鐘高きこと一律、故に之を清商と謂ふ。此れ其の樂を以て宋・齊の旧樂に視べて爾云ふ。

〈訳〉

(隋は、南朝の) 陳を平定した後に、初めて、(南朝に存していた周・漢の遺音である) 宋・齊の古い音楽を手に入れた。高祖(隋の文帝、楊堅、五四一〜六〇四) はこれを賞賛して、「華夏の正声(中華の正しい音楽)」と言い、別に清商署を設置して、この音楽を管理し、「清商三調」と呼んだ。これを「清商」と名付けた訳は、その(隋朝の) 音楽(における音律の規定) が、(古の周・漢からの音律の規定では) 南呂(に当たる音高) を黄鐘としたので、(周・漢の音律の規定を遺存した) 宋・齊の(古楽における) 黄鐘(の音高) は、(隋の音律においては) 夾鐘となり、五音(音階) の順番からすると、(隋の黄鐘を宮とし) 太簇を商とした場合、(宋・齊の黄鐘に相当する隋の) 夾鐘は(太簇の商より) 一律(半音) 高く(清商と) なる。そのため、これ(宋・齊の古楽) を「清商」と称したのである。このことは、その(隋朝の) 音楽を、宋・齊の古い音楽と較べたことにより、このように申すのである。

〈注〉

(1) 宋・齊舊樂 本書における先の【四】段落で、「此終江南之朝、周・漢之音尙存也。」(このように、江南の朝廷(南朝の宋・齊・梁・陳) が亡びるまで、周・漢の音楽(の制度) はなお存していたのである。)(訳注稿(二)二二頁参照)と述べていたことを受けて、この「宋・齊舊樂」とは、本書に言う「周・漢之音」あるいは「周・漢遺音」を伝え継いだものとみなされる。よって、訳には、そのような意味を補った。

(2) 及其平陳之後、始獲宋・齊舊樂。高祖善之、謂爲華夏正聲。別置清商署以管之、號曰清商三調 荻生北溪の「樂律考解」では、この記述について、「隋書二、「既平陳、上以江東樂爲善、曰、此華夏舊聲」、又曰ク、「開皇九年、平陳獲宋・齊舊樂、詔於太常置清商署以管之」、トアリ。此文ニ據テカクナラン。宋書二、清商三調トイフハ、荀勗魏ノ舊詞ヲ撰ズ、平調・清調・瑟調ノ三調ナリ。魏ノ三調トイフモ、是ナリ。(引用部分を「」で括り、当該部分に施された訓点は省略した。)と、解説する。このとおり、本書のこの部分は、以下に挙げる「隋書」等の記事に基づきことが明らかである。

『隋書』卷一六「律曆志上」に、「既平陳、上以江東樂爲善、曰、「此華夏舊聲、雖隨俗改變、大體猶是古法。」(四〇七頁)と、同書卷一五「音樂志下」に、「開皇九年平陳、獲宋・齊舊樂、詔於太常置清商署、以管之。」(三四九頁)と見え、また、同「音樂志下」には、「始開

皇初定令、置七部樂、一曰國伎、二曰清商伎、三曰高麗伎……及大業中、煬帝乃定清樂・西涼・龜茲・天竺……、以爲九部。」(三七六～三七七頁)「清樂其始卽清商三調是也、竝漢來舊曲。樂器形制、并歌章古辭、與魏三祖所作者、皆被於史籍。屬晉朝遷播、夷羯竊據、其音分散。苻永固平張氏、始於涼州得之。宋武平關中、因而入南、不復存於內地。及平陳後獲之。高祖聽之、善其節奏、曰、「此華夏正聲也。昔因永嘉、流於江外、我受天明命、今復會同。雖賞逐時遷、而古致猶在。可以此爲本、微更損益、去其哀怨、考而補之。以新定律呂、更造樂器。」(三七七～三七八頁)『通典』卷一四六「樂六」「清樂」の条にも、ほぼ同様の記事が見える」とある。これらの記事を総合すると、隋の高祖が、陳を平定した際に獲得した宋・齊の古い音楽を、「華夏舊聲」または「華夏正聲」と言つて、清商署を設置して管理させたこと、その音楽とは、清商三調と称し、漢・魏に遡る古い音楽であり、晋朝崩壊によつて四散したが、涼州にあつたものが前秦を経て、後に南朝宋に渡り、陳朝まで遺存していたこと、さらに隋朝ではこれを七部樂の一つの清商伎とし、後には九部樂の一つの清樂として定めたことが知られる。

なお、前掲「樂律考解」の「宋書二」以下の記述は、『宋書』卷二「樂志三」に「清商三調歌詩 荀勗撰舊詞施用者」(六〇八頁)と記し、平調・清調・瑟調という三調から成る樂曲の歌辭(古詞及び魏三祖の歌辭を含む)が収載されていることを指す。この『宋書』の記録からは、晋代に荀勗が、清商三調の樂の歌辭を整理したこと(荀勗については「訳注稿(二)」の【四】注(1)参照)、またその三調とは、平調・清調・瑟調と称するものであったことが知られよう。

ところで、この清商樂の三調(平調・清調・瑟調)は、徂徠の樂論上、論点となるものであり、本書『樂律考』でも、この三調と関連する事項が後で取り上げられる。すでに「訳注稿(二)」の【四】注(8)で少し触れたが、その件について言及しておく。

この三調の由来は、『旧唐書』卷二九「音樂志二」に、「平調・清調・瑟調、皆周房中曲之遺聲也。漢世謂之三調。」(一〇六三頁)とあり、『樂府詩集』卷二六「相和歌辭一」に、「『宋書』「樂志」曰、「相和、漢舊曲也、絲竹更相和、執節者歌。本一部、魏明帝分爲二、更遞夜宿。本十七曲、朱生・宋識・列和等復合之爲十三曲。」其後晉荀勗又採舊辭施用於世、謂之清商三調歌詩、卽沈約所謂「因絃管金石造歌以被之」者也。『唐書』「樂志」曰、「平調・清調・瑟調、皆周房中曲之遺聲、漢世謂之三調。又有楚調・側調。楚調者、漢房中樂也。高帝樂楚聲、故房中樂皆楚聲也。側調者、生於楚調、與前三調總謂之相和調。」(三七六頁)と見える。つまり、清商三調とは、周の宮廷の房中樂から、漢・魏の相和曲(相和歌)で用いられた相和三調(平調・清調・瑟調)が伝わったものであり、その三調に加えて楚調・側調の

二調も共に伝えられてきたという。

徂徠は、この三調と二調を合わせた五調こそが、古三代の楽に遡り得る、聖人の古楽における楽の制（調の規定）であると考え、「古聖人の樂は、想ふにまたただ五調。」（『護園隨筆』二九三頁）、「房中ノ聲トハ、周南・召南ノ樂ノコトナリ。サレハ漢・六朝ニ限ラス、古三代ノ樂モ、三調・五調ノ外ニ出ズト見ヘタリ。」（『琴学大意抄』「琴ノ調様ノ事」）と述べている。なお、本書『楽律考』と併せて、徂徠の楽律研究の専著である『楽制篇』は、特に調について取り上げて論じた著作であるが、その中で、徂徠は、この古の五調（あるいは三調）の歴史の変遷を考察し、「漢劉向録藝文樂記二十三篇。樂歌詩四篇外、皆琴・樂府・相和曲。有清調・平調・瑟調、皆周房中樂遺聲、漢世謂之三調。此琴與房中樂、以其爲士君子所恆習者、故獨傳也。相和又有楚調・側調。楚調者漢房中樂、側調者生於楚調。……隋……及平陳之後獲江南宋・齊樂、別置清商署、謂之清商三調、又謂之清樂。煬帝定清樂・西涼・龜茲・天竺・康國・疎勒・安國・高麗・禮畢爲九部樂。此終江南世、因漢三調之舊、隋始比諸夷狄之樂而三調之制尙存也。」と、隋朝においては、まだその古制は遺されていたと述べる。ただし、その後、唐代には完全に失われてしまったが、房中樂や相和曲を演奏した琴には、古の五調の制が遺存しており、それが、中国南朝から日本にも伝えられた、というのが、調をめぐる彼の持論であり、『楽制篇』のほか、『琴学大意抄』にも詳しく論じられている。

- (3) **其樂、南呂爲黃鐘** 本書前段の【六】に、「隋承周統、因以南呂爲黃鐘。」（隋は宇文周の伝統を継承したため、南呂（に当たる音高）を黃鐘とした。）（『訳注稿』二二）三七頁参照）と述べるが、これを受けて言っている。また、黃鐘の音高が南呂に当たると言うのは、本書の後半部（二二五）に、「隋萬寶常水尺黃鐘、……爲南呂也。」とあり、その蒔田雁門の注に、「前言、隋承周統、因以南呂爲黃鐘、是也。又言、隋平陳之後、獲宋・齊舊樂爲清商。其爲清商者、南呂爲黃鐘則宋・齊黃鐘爲夾鐘者、是也。」と記すように、隋の万宝常の水尺によって制定された基準音（黃鐘律長）によるものである。詳しくは、『訳注稿』二二）の【六】注(5)に解説したとおりである（ただし、注(5)内の四四頁六行目に、「【三】については、本書の後の段落【七】に取り上げられている」と述べたのは誤りであり、この【七】の記述も、【六】と同じく、【四】の万宝常水尺による黃鐘の音高について述べたものである。本稿末の附記「『訳注稿』二二）の訂正事項」を併せて参照のこと。）
- (4) **所以謂之清商者、其樂、南呂爲黃鐘、則宋・齊黃鐘爲夾鐘、五音之序、太簇爲商、則夾鐘高一律、故謂之清商** ここで述べる内容を図に表すと、次のとおりである。なお、この「五音」とは、「宮・商・角・徵・羽」から成る、中国古来の五音音階のことであり、各音の音程関係と順序は、黃鐘を宮とした場合、太簇が商、姑洗が角、林鐘が徵、南呂が羽となる。「清」とは、中国伝統音楽用語で、一オクターブ

上、あるいは半音（＝一律）高いことなどを意味するが（陳応時「清・濁」参照）、ここでは後者の意味を指す。

南朝宋・齊に遺存していた（周・漢代からの）古楽の音律		南呂	無射	應鐘	黃鐘	大呂	太簇	夾鐘	姑洗	仲呂	蕤賓	姑洗	仲呂	蕤賓	林鐘	夷則
隋朝において、万宝常の水尺によって定められた音律		黃鐘	大呂	太簇	夾鐘	姑洗	仲呂	蕤賓	林鐘	夷則	南呂	無射	應鐘			
宮		商	清商	角				徵		羽						

つまり、南朝宋・齊で獲得した古楽の基準音（黄鐘）の音高を、当時、隋朝で用いられていたと想定される音律（徂徠の解釈では万宝常水尺による音律。「訳注稿（二）」【六】注(5)参照）と比較すると、黄鐘の宮から三律高い「清商」に相当する。そこで、隋朝では、宋・齊の古楽を清商と名付けて清商三調、清商伎（後には清楽）などと呼んだ、ということであろう。清商楽の名称の由来に対する、このような考察は、管見では他に見えず、徂徠独自の見解であると判断される。なお、この見解は、歴代の音律変遷に関する彼の研究の論拠となり、本書『楽律考』が著されたことが、「荻生考（第五七冊）」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」の次の記述から窺える。「楽律考二、歴代ノ黄鐘六ツ、五代以下諸儒ノ黄鐘五ヲ載ス。歴代ノ尺并五代以下諸儒ノ用ル尺ヲ、度量衡考ノ尺ノ筭ニテ、晉前尺ニ引合セテ何律ニ當ルト云。尤モ圍ニ不構、長サバカリヲ云。但シ古説ニ合フ證據ハ、隋ニテ宋・齊ノ舊樂ヲ清商ト名クルニ符合ス。是ヲ證據ニシテ樂律考ヲカキタルト、文面見ユルナリ。」とある。

ただし、こうした徂徠の見解には、疑念を感じる点も指摘できる。彼の説を成り立たせるには、隋朝で初めて清商と名付けられた、ということになるが、それより遡る南朝宋にて、三調の楽を「清商」と称した例が、梁代に編まれた『宋書』卷一九「樂志一」に載せる昇明二年（四七八）の王僧虔の上表文に見られるからである。また、前注(2)に引用した同書卷二一「樂志三」にも、「清商三調」と記されている。

最後に、この【七】の記述に対する山県大弐の注を、以下に載せておく。「隋高祖文帝平陳之後所得、即荀勗所釐正樂律音、周・漢房中之遺聲、而所謂宋・齊舊樂也。文帝甚喜之、以爲華夏正聲。可謂善知音者矣。於是別置清商署、以管其三調（所謂瑟調也。清調也。平調也）。先是開皇十年、帝命萬方常用水尺作律管（其黄鐘乃古南呂聲）、用爲一代樂準。故所得宋・齊樂黄鐘、高於其黄鐘三律、爲水尺律之夾鐘。五音次序、黄鐘爲宮則其商太簇、而來鐘又高於此一律、商音之清者也。故名爲清商、又謂爲清樂。律聲清於其律故耳。」（六～七頁。な

お句読点を一部改め、本来は注の部分と推定される箇所を「」で括った。

待続

#### 参考文献

- 〔梁〕沈約撰『宋書』一九七四年、中華書局  
〔唐〕魏徵等撰『隋書』一九七三年、中華書局  
〔唐〕杜佑撰『通典』一九八八年、中華書局  
〔五代後晋〕劉昫等撰『旧唐書』一九七五年、中華書局  
〔宋〕郭茂倩撰『樂府詩集』一九七九年、中華書局  
林香奈・川合安・大形徹・柳川順子・佐竹保子・長谷部剛・佐藤大志「『隋書』音楽志訳注稿（五）」広島中国文学会『中国学研究論集』第二六号、二〇一一年  
釜谷武志（代表）『六朝の樂府と樂府詩』（平成十四年度～十六年度科学研究費補助金、課題番号4310203 研究成果報告書）収載「『宋書』樂志訳注」陳応時「清・濁」（繆天瑞主編『音楽百科詞典』一九九八年、人民音楽出版社、四九二頁）

#### 附記 「訳注稿（二）」の訂正事項

【六】注(5)、四四頁六～七行目の「前者は右記の③に、後者が④に当たるが、③については、本書の後の段落【七】に取り上げられているため」を、「前者は右記の③に、後者が④に当たり、本書『樂律考』の後半部（二二五）には、両者の黄鐘律長についての数値と音高を載せているが（後掲）」に、訂正する。